

「能登半島地震に係る市長との対話集会」対話要旨（主なもの）

日 時：令和 7 年 8 月 24 日（日）午後 2 時～午後 3 時 45 分

場 所：甲島公民館

質問

面的な液状化対策の調査結果から、横田地区（B 判定）は、伏木や吉久地区（C 判定）と比べ、液状化リスクが低く面的な液状化対策は不要と認識しているがどうか。

回答

横田地区における液状化判定については、現在、専門家と精査中であり、確定次第、改めて地元の皆さんに説明する予定である。仮に、C 判定となった場合は、試験施工の実施に進む予定である。また、仮に、B 判定の場合は、行政として面的な対策を実施せず、個々で液状化被害宅地復旧支援事業を活用した対策を検討いただくことになる。

質問

高岡横田南ニュータウン東端の擁壁への対策が、地区全体の安全・安心に繋がると思うため、恒久的な対策をしてはどうか。

回答

現状のまま放置すべきではないと考えるため、道路整備も含め、恒久的な対策を早急に検討していきたい。

質問

私的な問題ではあるが、空き地・空き家への対策について、行政としての対応をどのように考えているのか。

回答

個人の権利に関わる難しい課題であると認識しているが、皆様からの知恵をお借りするなど、検討を進めていきたい。

質問

液状化判定を精査した結果、面的な液状化対策が必要となった場合の対策工法は。

回答

これまで検討してきたとおり、地下水位低下工法が有効な対策工法となる。

質問

地盤を固める方法はないのか。

回答

ご自身で地盤改良を行う方法があるため、液状化被害宅地復旧支援事業の活用を検討いただきたい。

質問

国の液状化しやすさマップを参考に、液状化しにくいとされる市街化調整区域に、家を建てられるようにしては。

回答

最近の法改正からも、農地をより一層維持していく方向に進んでおり、難しいと考えている。

質問

インフラ復旧の目途がたってから、住宅や宅地の復旧に取り掛かりたいため、液状化被害宅地復旧支援事業の期限*を延長してほしい。

※現時点では、令和8年3月31日までに完工届の提出が必要。

回答

延長に向け、県等と調整しているところである。

質問

面的な液状化対策を実施しなかった場合、万が一の地震で液状化が発生し、家屋が被害を受けた時は補償されるのか。

回答

面的な液状化対策の実施の有無にかかわらず、市が補償することはない。

質問

下水道工事の影響で自宅等に不具合があった場合の補償方法と算定までの流れを教えてください。なお、下水道復旧工事前に建物調査を受けている。

回答

工事前後の建物調査結果を比較し、工事影響による損傷拡大分について、市が修理代を補償する。なお、工事前の建物調査は、工事の掘削影響が及ぶ可能性があった家屋等に対し、実施しており、工事完了後の調査は希望者のみ対象となる。工事完了後の調査案内については、工事が一定区間完了した後に、送付する予定であるため、しばらくお待ちいただき、希望される場合は担当課に連絡いただきたい。